

公共工事による建設発生土の処分地の確保について

1 経緯

公共工事による建設発生土（以下「建設発生土」といいます。）とは、建設工事に伴い副次的に発生する土砂のことで、具体的には土砂や港湾、河川等の浚渫しゅんせつに伴って生ずる土砂等を指し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物には該当しません。

近年、残土を受け入れる民有地や民間施設（以下「民有地等」といいます。）が減少するなか、土砂等の埋立て等に関し、県、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者及び土砂等の埋立て等が行われる土地の所有者の責務を明らかにするとともに、必要な規制を行うことにより、土砂等の埋立て等の適正化を図り、もって土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の未然防止及び生活環境の保全に資することを目的とした三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例が令和2年4月に施行されました。また、建設発生土の適正な処理等に係る総合的な対策を発注者及び施工者が適切に実施するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工を確保、資源の有効な利用の促進及び生活環境の保全を図ることを目的とした三重県建設副産物処理基準が令和2年4月に改定されました。

建設発生土の適正処理に向けた取組は、自然環境や生活環境を保全していく上で非常に重要であることから、本市においては、建設発生土を現場内利用又は工事間流用することとし、当該利用等が困難な場合には、民有地等を所有する民間事業者等に建設発生土の処理費を支払い、適正に処理してもらうこととしていました。

このようななか、平成25年度以降、香良洲高台防災公園において建設発生土の受入れを行ってきましたが、令和4年度に計画受入土量に達したため受入れを終了したこと、また、昨今の全国的な河川氾濫などを踏まえ、国では河川の堆積土砂の撤去等による危険箇所の解消を目的とした緊急浚渫推進事業しゅんせつが創設され、本市内の河川においても緊急かつ集中的に河川浚渫事業しゅんせつに取り組んでいることから、従来に比べ処分地不足が顕在化しています。

これらを踏まえ、本市においては、幹線道路からの交通アクセスが良好な土地を選定し、建設発生土の処分地を確保することで、円滑な公共工事の推

進及び適正な建設発生土の処理を図ろうとするものです。

2 処分地の概要

(1) 位置及び選定理由

次の理由により、一般国道23号から約500mに位置する河芸町上野地内の二級河川田中川右岸の土地を処分地の候補とします。

ア 長年にわたり、跡地利用がされていないこと。

イ 三重県による津北部地域海岸の高潮対策事業で堤防（TP6.0m）が整備されること。 ※ TPとは東京湾平均海面の高さとの差

ウ 令和4年3月に地籍調査が完了し、土地の境界が明確であること。

エ 都市計画区域内にあり、一般国道23号から約500m以内に位置していることから、交通アクセスの良い土地であること。

オ 面積が大きいことから、多量の建設発生土の受入れが可能であるとともに、埋立て後の土地活用の幅が広がること。

(2) 現況等

ア 所 在 河芸町上野415番 ほか63筆

イ 地 目 池沼、田、畑、山林

ウ 土地の形態 養鰻池跡地

エ 面 積 70,698㎡（実測値）

オ 所 有 者 7名

カ 区 域 都市計画区域内、市街化調整区域

3 処分地における事業概要

(1) 受け入れる建設発生土

本市内で行う公共工事（国及び地方公共団体）の建設発生土とします。

(2) 建設発生土の搬入計画等

ア 搬入計画

一般国道23号から市道国道大蔵園海岸線を経由して搬入することとし、当該市道のうち幅員が狭小な区間については、一部を拡幅整備することとします。また、当該市道には通学路指定箇所があることから、建設発生土の搬入時間を9時から16時までとします。

イ 処分計画

(ア) 受入計画

a 計画受入土量 51.5万㎡

b 受入期間等 約6年間（約8万㎡/年）

c 計画地盤高 TP 6. 0 m

(イ) 雨水処理

a 現在 当該養鰻池の雨水処理区域から排水管を利用して、二級河川田中川へ排出。

b 受入中 調整機能を確保しながら排出量を調整し、既存の排水管を利用して、二級河川田中川へ排出。処分地の整備が整った段階で調整池の整備を行い、既存の排水管を利用して、二級河川田中川へ排出。

c 受入終了後 調整池を整備し、現在と同等の排出量を二級河川田中川へ排出。

(ウ) 現場管理

建設発生土の運搬車両の出入時にそれぞれ運搬車両の重量計測を行うことで、搬入土量を管理するとともに、車両のタイヤに付いた土砂を出口で落とすことで、土砂が場外へ流出しないように配慮します。

なお、三重県公共工事共通仕様書に基づき適正な管理を行うとともに、現場内に管理事務所を設置し、職員を常駐させ適正な管理を行います。

(エ) 環境対策

低騒音・低振動型機械や低燃費型建設機械などを使用し、防砂ネットや仮囲いを処分地の外周に設置するなど、周辺環境へ配慮した対策を行います。

ウ 事業費

9億9,000万円（税込み）

（内訳）

用地費・補償費	7,500万円
測量設計費	4,300万円
工事費	6億200万円
維持管理費	2億7,000万円

※ 受入れに係る手数料を徴収し、当該事業費の全額に充当する予定です。

エ 跡地利用計画

建設発生土の受入れ終了後の表面面積が約6.3万㎡となることから、カーボンニュートラルを踏まえ、太陽光発電所の自然エネルギーを利用

した施設として活用するなど、社会情勢などの状況に応じ検討していきます。

4 今後の対応

全員協議会終了後、速やかに地域住民及び土地所有者への説明を行い、事業化に向けた予算措置を行った上で、事業を実施していきます。

5 スケジュール

令和5年 6月から7月まで

地域住民及び土地所有者への説明

令和5年 9月

補正予算に用地取得、道路拡幅工事等に必要な経費を計上

津市手数料徴収条例の一部の改正についての議案を提出

令和5年12月から令和6年3月まで

市道国道大蔵園海岸線の道路拡幅工事

令和6年 6月

建設発生土の受入れ開始

(1) 広域図



(2) 詳細図

